15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
151610.000	動物性油脂及びその分別物	4.0%	EIF
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
151710.000	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	29.8%	B6
1517.90	その他のもの		
	1 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		
151790.110	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	4.0%	EIF
	2 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		
151790.210	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	3.5%	EIF
151790.290	(2) その他のもの	1kgにつき13.20円	B11
151790.300	3 離型油	2.9%	EIF
151790.900	5 その他のもの	21.3%	B6
15.18			
151800.000	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	2.5%	EIF
15.20			
152000.000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	5.0%	EIF
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
1521.90	その他のもの		
	1 蜜ろう及び鯨ろう		
152190.010	－ 蜜ろう	12.8%	B6
152190.099	2 その他のもの	4.5%	EIF
16.01			
160100.000	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	10.0%	B6
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血		
1602.20	動物の肝臓のもの		

160220.010	1 牛又は豚のもの	21.3%	B16
	第01.05項の家きんのもの		
1602.31	七面鳥のもの		
	2 その他のもの		
160231.290	(2) その他のもの	6.0%	EIF
1602.32	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
	2 その他のもの		
160232.290	(2) その他のもの	6.0%	JPB6*
1602.39	その他のもの		
	2 その他のもの		
160239.290	(2) その他のもの	6.0%	EIF
	豚のもの		
1602.41	もも肉及びこれを分割したもの		
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160241.011	(1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
160241.019	(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3
160241.090	2 その他のもの	20.0%	B6
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの		
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160242.011	(1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
160242.019	(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3
160242.090	2 その他のもの	20.0%	B6
1602.49	その他のもの（混合物を含む。）		
	2 その他のもの		